

『速旅 三井アウトレットパーク ジャズドリーム長島ドライブプラン』【静岡出発版】 利用規約
〈発着エリア付き周遊エリア内乗り放題プラン用〉

(通則)

第1条 本規約は、中日本高速道路株式会社（以下「当社」といいます。）が実施する定額料金による高速道路指定区間の利用（以下「高速定額利用」といいます。）と別表1に定める三井不動産商業マネジメント株式会社が運営する三井アウトレットパーク ジャズドリーム長島（以下「ジャズドリーム長島」といいます。）のお買物券（以下「お買物券」といいます。）が一体となったプラン（以下「本プラン」といいます。）について適用します。

(本規約以外の適用)

第2条 本規約に定める条項のほか、当社及びジャズドリーム長島が定める約款、規約等がある場合は当該約款、規約等も適用されます。

(定義)

第3条 本規約において、次の各号に掲げる用語は、それぞれ当該各号に定めるところによります。

- 一 ETC無線通信 無線通信により通行料金のお支払いに必要な手続を自動的に行う仕組みをいいます。
- 二 ETCカード 当社との契約によりクレジットカード会社が発行するETCクレジットカード並びに当社、首都高速道路株式会社、東日本高速道路株式会社、西日本高速道路株式会社、阪神高速道路株式会社及び本州四国連絡高速道路株式会社（以下「6会社」といいます。）が契約に基づき共同で発行するETCパーソナルカードをいいます。
- 三 ETC車載器 車両に取り付けて道路側のアンテナと通行料金のお支払いに必要な情報を交信する無線機をいいます。
- 四 セットアップ ETC車載器に通行料金のお支払いに必要な情報を記録して利用可能な状態にすることをいいます。

(対象車種)

第4条 本プランの対象車種は、ETC無線通信により通行が可能な軽自動車等及び普通車の2車種（車種区分については、道路整備特別措置法（昭和31年法律第7号）第25条第1項の定めにより当社が公告する高速道路（全国路線網）の料金車種区分によります。）とします。

(実施期間等)

第5条 本プランの実施期間は、2021年1月5日（火）から2021年12月26日（日）までの期間とします。この期間のうちお申込み時に登録を行う利用開始日から別表2に定める高速定額利用期間（コース毎に別表2に定める期間において利用開始日の0時から最終日の24時まで。ただし、利用開始日当日にお申込みの場合には、お申込み手続きが完了した時点から最終日の24時まで。以下同じ。）を本プランの利用可能期間（以下「利用可能期間」といいます。）とします。なお、お買物券は利用可能期間のうちあらかじめ指定した日（以下、「施設利用日」といいます。）に利用することができます。ただし、次の各号に定める期間に該当する日を含んだ利用可能期間のお申込みはできません。

- 一 ゴールデンウィーク、お盆等の交通混雑期（詳細が決まり次第、当社公式WEBサイトでお知らせいたします。）

- 二 当社が別途指定した日（詳細が決まり次第、当社公式WEBサイトでお知らせいたします。）
- 2 往路通行（第9条第1項第一号に定める「往路通行」をいいます。）に係る通行日の判定は、周遊エリア（第9条第1項第一号に定める「周遊エリア」をいいます。）内のインターチェンジから流出した日時をもって行い、復路通行（第9条第1項第三号に定める「復路通行」をいいます。）に係る通行日の判定は、周遊エリア内のインターチェンジから流入した日時をもって行います。

（申込方法等）

- 第6条 本プランへのお申込みは、当社公式WEBサイトから、本規約に定める事項に承諾のうえ、本プランの利用可能期間中における最初の出口インターチェンジを通過する時までに行ってください。なお、申込時に「速旅」へのWEB会員登録が必要となります（既に会員登録済みの場合は、新たな登録は不要です。）。
- 2 お買物券の料金は当社指定のクレジットカードによる決済とし、高速定額利用の料金はETCカードによる決済となります。
- 3 本プランのお申込みが完了したとき、当社は、お申込み時に登録されたメールアドレスに受付番号、プラン名、施設利用日等を記載した申込確認書をメールにて通知します。この場合、メールの受信状況を問わず、当該メールの送信をもって申込確認書が通知されたものとみなします。
- 4 申込確認書のメールが正しく受信できなかった場合や誤って削除などした場合は、速旅会員専用マイページ（<https://hayatabi.c-nexco.co.jp/mypage/>）から申込確認書をご確認ください。
- 5 当社とお客さまとの売買契約は、本プランのお申込みが完了した時点で成立します。
- 6 第16条第1項、同第3項第一号に定める解約条件に該当する場合、申込確認書は無効となります。
- 7 当社が実施する他のドライブプランと利用可能期間が同一のお申込みはできません。同一のお申込みを行った場合は、第16条第1項に定める解約を行ってください。解約を行わない場合は、お客さまが意図しないドライブプランが適用される場合や全く適用されない場合があります。その場合、当社における料金修正等は、一切行いません。
- 8 申込確認書の通知をもって、お申込み時に登録したETCカードが高速道路で利用できることを保証するものではありません。
- 9 当社、東日本高速道路株式会社及び西日本高速道路株式会社が発行するETCコーポレートカードでは本プランにお申込みいただけません。

（受付内容の変更）

- 第7条 申込確認書の通知が完了した後は、次項に定める項目を除き、お申込み内容の変更はできません。変更を必要とする場合は、第16条第1項に定める解約を行ったうえで、再度前条に基づきお申込みを行ってください。
- 2 申し込み時に登録したETCカードは、本プランの利用開始日の前日まで、速旅会員専用マイページ（<https://hayatabi.c-nexco.co.jp/mypage/>）から変更することができます。なお、利用開始日当日に申し込みをされた場合は、変更できません。
- 3 ETCカードの変更は、本プランの利用開始日の前日までに 変更手続きが完了した場合に限り有効です。

（お買物券の利用方法）

- 第8条 お申込み時に登録した施設利用日に、ジャズドリーム長島の総合案内所において、スマートフォン・タブレット画面に表示した申込確認書をスタッフにご提示ください。続いてスタッフの指示に従って引換番号を入力し、画面認証を行ってください。スタッフが画面認証を確認したのち、お買物券を提供いたします。

2 本プランのご利用には、スマートフォン・タブレットでの画面認証が必要となります。申込確認書のご提示のみでは、お買物券を提供することはできません。

(高速定額利用の利用可能な区間)

第9条 高速定額利用の対象となる通行は、利用可能期間において、第一号、第二号、第三号の順、第一号、第二号の順若しくは第一号、第三号の順の通行または第一号のみに該当する通行とします。

一 発着エリア（別表3に定める対象インターチェンジを含む範囲をいう。以下同じ。）内のいずれかのインターチェンジから流入し、当社が管轄する高速道路及び一般有料道路のみを通行し、周遊エリア（別表4に定める対象区間内に存するインターチェンジを含む範囲をいう。以下同じ。）内のいずれかのインターチェンジで流出する通行1回（高速道路の通行止めによりやむを得ず経路途中のインターチェンジで流出及び再流入をした場合は、流出及び再流入をしたインターチェンジ間を通行したものとみなします。以下「往路通行」といいます。）

二 周遊エリア内のいずれかのインターチェンジで流入し、かつ、同エリア内のいずれかのインターチェンジで流出する通行（回数に制限はありません。以下「周遊通行」といいます。）

三 周遊エリア内のいずれかのインターチェンジから流入し、当社が管轄する高速道路及び一般有料道路のみを通行し、往路通行と同一の発着エリア内のいずれかのインターチェンジで流出する通行1回（高速道路の通行止めによりやむを得ず経路途中のインターチェンジで流出及び再流入をした場合は、流出及び再流入をしたインターチェンジ間を通行したものとみなします。以下「復路通行」といいます。）

2 往路通行終了後に、周遊エリア内のいずれかのインターチェンジから流入し、周遊エリア外のいずれかのインターチェンジで流出する通行（復路通行に該当する通行は除きます。）、または周遊エリア外のいずれかのインターチェンジから流入し、周遊エリア内のいずれかのインターチェンジで流出する通行を行った場合、流入または流出を行った周遊エリア内のインターチェンジと当該通行における周遊エリア内の端末インターチェンジとの間を周遊通行とみなしたうえで、当該端末インターチェンジと流出または流入をした周遊エリア外のインターチェンジとの間の通常料金（時間帯割引が適用される場合、時間帯割引適用後の料金をいいます。以下同じです。）（以下「区間外料金」といいます。）をお支払いいただきます。なお、周遊エリア外のインターチェンジで流入し、かつ、流出した場合はその通行全区間の通常料金をお支払いいただきます。

3 往路通行または復路通行において、高速道路の通行止めによりやむを得ず発着エリア内のいずれかのインターチェンジで流出及び再流入をした場合を除き、発着エリア内で一旦流出及び再流入した場合には、次の各号に定めるとおり取扱います。

一 往路通行の場合 当初流入したインターチェンジから一旦流出したインターチェンジまでの通常料金をお支払いいただきます。なお、発着エリア内で一旦流出後、再度同じ発着エリア内から再流入しない場合は、その後の通行は一切高速定額利用の対象となりません。

二 復路通行の場合 再流入したインターチェンジからその次に流出したインターチェンジまでの通常料金をお支払いいただきます。

(高速定額利用の開始及び終了)

第10条 高速定額利用は、往路通行が完了したことをもって利用を開始したものとし、復路通行が完了したことをもって利用を終了したものとします。利用の開始前または利用終了後のいかなる通行も高速定額利用の対象となりません。

2 前項の定めにかかわらず、復路通行を開始する前に利用可能期間を経過した場合は、高速定額利用が終了

したものとします。

(高速定額利用の利用方法)

- 第11条 高速定額利用の対象となる通行を行う場合は、お申込み時に登録した車種に属する車両で通行してください。
- 2 料金所を通過するときは、お申込み時に登録したETCカードをETC車載器に挿入し、ETCゲートをETC無線通信により通行してください。登録したETCカード以外の支払手段を利用される場合には、当該通行について通常料金をお支払いいただきます。
- 3 入口料金所のETCレーンが点検等によりご利用いただけない場合には、一般（有人）レーン（以下「一般レーン」といいます。）で入口通行券を受け取り、出口料金所では、一般レーンの料金所係員にお申込み時に登録したETCカードと入口通行券をお渡しください。出口料金所において料金精算機をご利用の場合は「係員呼出ボタン（レバー）」により、スマートICをご利用の場合は「インターホン」によりお申出ください。
- 4 出口料金所のETCレーンが点検等によりご利用いただけない場合には、一般レーンの料金所係員にお申込み時に登録したETCカードをお渡しください。料金精算機をご利用の場合は、「係員呼出ボタン（レバー）」によりお申出ください。

(料金及び請求)

- 第12条 本プランの料金は、別表2に定めるとおりです。
- 2 当社は、高速定額利用料金とお買物券の料金を分けて請求いたします。なお、お買物券の料金にかかるクレジットカードの明細書上のご利用日付は実際の施設利用日のおおむね2～3週間後の日付となります。
- 3 当社は、高速定額利用の対象となる通行全体に対して本プランの高速定額利用分の料金を一括して請求いたします。なお、料金所通行時における料金所の路側表示器やETC車載器の料金表示等のほか、一時的に「ETC利用照会サービス」等の料金表示等も通常料金で表示されますので、あらかじめご了承ください。また、高速定額利用の対象とならないご通行がある場合は、別途当該通行に係る通常料金を請求いたします。
- 4 高速定額利用料金の請求において、クレジットカード会社またはETCカード事務局（ETCパーソナルカードの管理運営を行うため6会社が設置する事務局をいいます。）が発行する請求書には、高速定額利用の対象となる各通行の走行明細は記載されず、高速定額利用の料金を請求する旨の明細のみが記載されます。ETCマイレージサービスの還元額明細に記載された高速定額利用の対象となる各通行の走行明細については、請求金額確定時に消去され、それと同時に高速定額利用の料金の明細が表示されます。
- 5 ETCパーソナルカードは、お支払いの済んでいない利用金額の合計額（以下「未払債務の合計額」といいます。）が、預託いただいたデポジットの80%相当額（以下「利用可能額」といいます。）を上回りますと、利用停止となる場合があります。
- 6 高速定額利用の対象となる通行であっても、未払債務の合計額は、個々の通行ごとに、一旦、通常料金で計算します。そのため、未払債務の合計額が、本プランの料金が適用された後に比べて一時的に高額となる場合があります。

(他の割引との適用関係)

- 第13条 高速定額利用に、ETCマイレージサービス以外の割引（ETC時間帯割引、障害者割引等）は適用されません。
- 2 ETCマイレージサービスに登録することにより付与されるポイント（以下「マイレージポイント」とい

います。)については、高速定額利用の料金の額に応じて付与されます。

- 3 お申込み時に登録したE T Cカードに、E T Cマイレージサービスの還元額がある場合には、当該還元額から高速定額利用の料金を差し引くものとします。
- 4 E T Cマイレージサービスの還元額による高速定額利用の料金のお支払いに、マイレージポイントは付与されません。

(高速定額利用の適用対象外及び無効)

第14条 各通行が次の各号の一に該当するときは、高速定額利用の適用対象外とし、その通行は通常料金を請求します。

- 一 お申込み時に登録したE T Cカードを用いずに通行したとき
 - 二 お申込み時に登録した車種以外の車種で通行したとき
 - 三 利用可能期間以外の日に入ロインターチェンジを流入及び出ロインターチェンジを流出したとき
 - 四 復路通行において、利用可能期間に入ロインターチェンジを流入し、利用終了日の翌々日までに出ロインターチェンジを流出しなかったとき
 - 五 往路通行、周遊通行または復路通行以外の通行(高速道路の通行止めにより、往路通行または復路通行の途中で流出及び再流入を行った場合の通行を除く)をしたとき
 - 六 往路通行または復路通行において、最短経路の2倍を超える距離の経路で通行したとき
 - 七 往路通行または復路通行を2回以上行った場合の2回目以降の通行
 - 八 周遊通行において、周遊エリア外の経路で通行したとき
- 2 各通行が次の各号の一に該当するときは、高速定額利用のお申込みを無効とし、利用可能期間における全ての通行について通常料金を請求します。
- 一 通行する車両の情報が正しくセットアップされていないE T C車載器が取り付けられた車両で通行したとき
 - 二 利用可能期間に、お申込み時に登録したE T Cカードを2台以上の車両で使用したとき(ただし、当社が承諾した場合を除く)
 - 三 前二号に掲げるもののほか、本プランを利用して、不正な通行を行ったとき
- 3 本プランのお申込みが次の各号のいずれかを満たさない場合は、高速定額利用のお申込みを無効とし、利用可能期間における全ての通行について通常料金を請求します。
- 一 本プランの利用時に有効なE T Cカードを登録していること
 - 二 お申込み事項の入力が正しく行われ、入力の内容に誤りが無いこと
 - 三 お申込み時に登録したE T Cカードの名義が本プランの申込者と同一であること

(お買物券の提供の制限)

第15条 次の各号の一に該当するときは、お買物券の提供をお断りします。

- 一 申込確認書を偽造したとき
- 二 第8条第1項に定めるスマートフォン・タブレット画面認証以外でお買物券の提供を受けようとしたとき
- 三 第8条第1項に定めるスマートフォン・タブレット画面を提示した際に、引換完了経過時間が30分を経過した場合、スマートフォン・タブレット画面表示の時間表示が点滅していない場合及び既に引換手続きが完了済みの旨の表示がなされている場合

(解約等)

- 第16条 本プランを解約する場合は、利用開始日の最初の出口インターチェンジを通過する前まで(ただし、利用開始日の24時までに限ります。)に、速旅会員専用マイページ(<https://hayatabi.c-nexco.co.jp/mypage/>)からキャンセル(解約)手続きを行ってください。なお、高速定額利用またはお買物券のいずれか一方のみを解約することはできません。
- 2 前項に基づく解約を行った場合でも、本プランによるお買物券の提供を受けた場合は、解約の時期にかかわらずお買物券の解約は無効となり、お買物券の料金を請求いたします。
- 3 第1項に基づく解約が行われない場合であっても、次に掲げる場合においては解約がされたものとしてお取扱いいたします。
- 一 往路通行を行わず(第14条の各項に該当する通行もしくはお申込みを行い、高速定額利用の適用対象外及び無効となった場合を含む)、第8条第1項に定めるお買物券の提供も受けなかった場合は、高速定額利用及びお買物券のどちらのお申込みも遡って解約がなされたものとします。
- 二 往路通行を行わず(第14条の各項に該当する通行もしくはお申込みを行い、高速定額利用の適用対象外及び無効となった場合を含む)、第8条第1項に定めるお買物券の提供を受けた場合は、高速定額利用のお申込みのみ遡って解約がなされたものとします。
- 4 往路通行を行った場合は、第8条第1項に定めるお買物券の提供の有無にかかわらず、本プランを解約することはできません。高速定額利用料金及びお買物券の料金の双方を請求いたします(ただし、当社またはジャズドリーム長島の責による場合を除きます。)。ただし、お買物券の提供を受けなかった場合は、インターネットまたは電話により当社へその旨をお申出された場合に限り、お客さまが指定する住所に、ジャズドリーム長島からお買物券の引換券を配送いたします。なお、この場合の配送費用はお客さまのご負担となります。また、お申出の有効期間は、本プランお申込み時にご登録された施設利用日から6か月間とし、配送された引換券の有効期間は発送日から3か月間とします。
- 5 往路通行を行った場合は、本プランの途中解約及び払戻し、一部返金は一切行いません。また、本プランを利用した通行の通常料金の合計額が、高速定額利用の料金を下回った場合も、本プランの途中解約や払戻し、一部返金は一切行いません。

(個人情報の保護及び取扱い)

- 第17条 本プランをお申込みのお客さまの個人情報は、当社が別に定める個人情報の保護に関する方針に従って適切に取り扱います。
- 2 当社は、第8条に定めるお買物券の提供、及び第16条第4項に定める引換券の配送の手続きに必要な範囲内で、お客さまの個人情報をジャズドリーム長島に対して提供します。

(免責事項)

- 第18条 当社は、次の各号に掲げるときには、本プランをご利用のお客さまが受けた被害について一切責任を負いません。
- 一 当社の責に帰すことができない申込事項の誤りにより、本プランのご利用に影響を及ぼしたとき
- 二 天災地変その他の不可抗力による通信上の障害または事故により、本プランのご利用に影響を及ぼしたとき
- 三 当社の責に帰すことができない通信上の盗聴、妨害または事故により、お客さまの個人情報が漏えいし、改ざんされ、または窃取されたとき
- 四 通行止めまたは渋滞により、本プランのご利用に影響を及ぼしたとき

五 車両の故障等、当社の責に帰すことができない事由により、本プランのご利用に影響を及ぼしたとき

(規約の変更)

第19条 当社は、本規約を変更することがあります。

2 当社は、前項の変更を行った場合は、変更内容を当社公式WEBサイトへの掲示等の方法で周知します。

3 当社は、第1項の変更によってお客さまが被った損害について、一切責任を負いません。

別表1：お買物券の内容・提供・利用条件

お買物券の内容		お買物券（3,000円分） 【特典】アウトレットスペシャルクーポン
提供	対応窓口	ノースエリア1階 総合案内所
	対応時間	10:00~20:00 (※ただし、全館の営業時間に変更の場合はそれに準じます。)
利用条件	一部利用対象外店舗がございます。 詳しくはジャズドリーム長島の総合案内所もしくは各店舗でお尋ねください。	

別表 2 : 料金及び利用日 (金額は本プラン利用 1 回あたりの料金)

プラン名	発着 エリア 番号	周遊 エリア 記号	プラン料金		(高速定額利用) 利用可能期間	施設 利用日
			普通車	軽自動車等		
[お買物券] 3,000 円分 + [高速道路周遊パス] 【①-A】 静岡・富士発着＝ 愛知・三重北部 周遊エリア 【3日間】	①	A	<u>10,200 円</u> (内訳) [高速定額利用] 7,200 円 [お買物券] 3,000 円	<u>8,700 円</u> (内訳) [高速定額利用] 5,700 円 [お買物券] 3,000 円	お客さまが 指定する 利用開始日から 連続する 最大 3 日間	左記 期間内 のうち 1 日

別表 3 : 高速定額利用 (発着エリア)

番号	対象路線	対象インターチェンジ
①	東名高速道路	富士 IC、富士川スマート IC、清水 IC、日本平久能山スマート IC、静岡 IC、焼津 IC
	新東名高速道路	新富士 IC、新清水 IC、清水いはら IC、新静岡 IC、静岡 SA スマート IC、藤枝岡部 IC、島田金谷 IC
	中部横断自動車道	富沢 IC

別表 4 : 高速定額利用 (周遊エリア)

記号	区間
A	<ul style="list-style-type: none"> ・ 東名高速道路 (大井川焼津藤枝スマート IC～小牧 IC) (※1) ・ 名神高速道路 (小牧 IC～関ヶ原 IC) ・ 新東名高速道路 (森掛川 IC～豊田東 JCT、浜松いなさ JCT～三ヶ日 JCT) ・ 伊勢湾岸自動車道 (豊田東 JCT～四日市 JCT) ・ 中央自動車道 (小牧 JCT～土岐 IC) ・ 新名神高速道路 (四日市 JCT～菰野 IC) ・ 東海北陸自動車道 (一宮 JCT～岐阜各務原 IC) ・ 名古屋第二環状自動車道 (名古屋南 JCT～名古屋西 JCT、名古屋 IC～上社 JCT) ・ 東名阪自動車道 (名古屋西 JCT～四日市東 IC) ・ 東海環状自動車道 (豊田東 JCT～五斗蒔スマート IC、大野神戸 IC～養老 IC、大安 IC～新四日市 JCT)

※1 日進 JCT～長久手 IC 間も連続してご利用いただけますが、名古屋瀬戸道路の通行料金が別途必要です。